

「狭山市指定給水装置工事事業者」指定申請について

指定については、次の3点が基準になります。

- 1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任すること。
- 2 下記の機械器具を有すること。
 - ア 金切り鋸、その他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチ、その他の管の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- 3 下記の条件に該当しない者であること。
 - ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して刑に処せられその執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 指定給水装置工事事業者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人であって、その役員のうち上記のアからオまでのいずれかに該当する者がいるもの

申請書類 様式第1（指定給水装置工事事業者指定申請書）
様式第2（誓約書）
機械器具調書
様式第3（給水装置工事主任技術者選任・解任届出書）
事業所案内図・事業所の写真・機械器具の写真
他市町村の事業者証の写し
法人の場合は定款または寄附行為及び登記簿謄本（コピー不可）
個人の場合は住民票の写し（コピー不可）
主任技術者の免状の写し

手数料 10,000円